

令和4年度 第3回茅ヶ崎市みどり審議会 会議録

| | |
|--------------|--|
| <p>案件</p> | <p>1. 議題</p> <p>(1) みどり審議会の会長・副会長の選出について</p> <p>(2) みどり審議会の年間スケジュール（案）について</p> <p>(3) 清水谷特別緑地保全地区保全管理計画の改定（案）について</p> <p>2. 報告事項</p> <p>(1) 環境基本計画年次報告書令和4年度版について</p> <p>(2) 緑のまちづくり基金条例の一部改正及び活用方針について</p> <p>(3) 自然環境評価調査の実施について</p> <p>(4) 行谷地区小出川洪水調節施設における希少生物の退避作業について</p> <p>3. その他</p> |
| <p>日時</p> | <p>令和5年3月24日（金）午後2時00分～午後3時40分</p> |
| <p>場所</p> | <p>茅ヶ崎市役所 本庁舎4階 会議室1</p> |
| <p>出席者氏名</p> | <p>委員</p> <p>一ノ瀬会長、小谷委員、岡田委員、萩原委員、久保田委員</p> <p>欠席委員</p> <p>荒井委員、高木委員</p> <p>事務局</p> <p>都市部 後藤部長</p> <p>景観みどり課 田代課長、戸井田課長補佐、白濱副主査、谷島主事</p> |
| <p>会議資料</p> | <p>議題資料1. 茅ヶ崎市みどり審議会規則</p> <p>議題資料2. 令和5年度茅ヶ崎市みどり審議会の年間スケジュール（案）</p> <p>議題資料3. 清水谷特別緑地保全地区保全管理計画（改定の概要）</p> <p>報告資料1-1. 「茅ヶ崎市緑のまちづくり基金条例の一部改正の考え方（素案）及び同基金の活用方針（素案）」に関する意見のパブリックコメント実施結果</p> <p>報告資料1-2. 茅ヶ崎市緑のまちづくり基金の活用方針の制定について</p> <p>報告資料2. 第3回茅ヶ崎市自然環境評価調査概要報告</p> <p>報告資料3. 工事のお知らせ</p> <p>その他資料 茅ヶ崎市企業版ふるさと納税政策提言書について（提出）</p> |

| | |
|---------------|----|
| 会議の 公開・非公開 | 公開 |
| 非公開の理由 | |
| 傍聴者数 | 0人 |

○事務局（田代課長）

定刻となりましたので、ただいまから令和4年度第3回茅ヶ崎市みどり審議会を始めたいと思います。本日の審議会につきましては、茅ヶ崎市附属機関及び懇談会等の設置及び会議の公開等運営に関する要綱に基づき実施させていただきます。久しぶりの対面開催となりますが、新型コロナウイルス感染症蔓延防止のためマスクの着用をお願いしたいと思います。

それでは開催にあたりまして、4点ほど確認をさせていただきます。

まず1点目に傍聴者の確認です。本日、本審議会の傍聴の申し出がございません。

次に2点目、会議充足数の確認です。本日の会議につきましては、荒井委員及び高木委員から欠席の連絡をいただいております。委員7名のうち、5名の委員に出席していただいておりますので、茅ヶ崎市みどり審議会規則第5条第2項に規定される、過半数の出席を充足しているため、本審議会が成立することをご報告申し上げます。

次に3点目会議の公開についてです。本会議の内容は公開となり、会議の経過を明らかにするため会議録を作成し、会議資料とともに、市役所市政情報コーナー及び市のホームページで公表することとなっておりますのでご承知おきください。また、本日は会議録の作成にあたりAI会議録作成システムを活用するため、ご発言に当たりましてはマイクのスイッチを押していただいて、赤いランプが点灯するのを確認の上、ご発言をお願いいたします。また発言が終わりましたら、スイッチを再度押していただいて、オフの状態にさせていただきますようお願い申し上げます。

最後に配布資料の確認となります。資料は全部で9点になります。

1点目が本日の次第になります。2点目が資料1、茅ヶ崎市みどり審議会規則になります。3点目が資料2、令和5年度茅ヶ崎市みどり審議会年間スケジュール（案）となっております。4点目が資料3、清水谷特別緑地保全地区保全管理計画（改定の概要）となっております。5点目が報告資料1-1、「茅ヶ崎市緑のまちづくり基金条例の一部改正の考え方（素案）及び同基金の活用方針（素案）」に関する意見のパブリックコメント実施結果、次に報告資料1-2、茅ヶ崎市緑のまちづくり基金の活用方針の制定についてとなります。続きまして7点目が報告資料2となりますが、こちらは第3回茅ヶ崎市自然環境評価調査概要報告というのをお配りしています。8点目が報告資料3として、工事のお知らせとなります。続いて最後に9点目、その他資料の政策提言書となります。

以上9点となりますが過不足がございましたらお申し付けください。

(委員各自資料確認後、過不足なし)

ご確認ありがとうございます。

次に都市部長の後藤よりご挨拶をさせていただきたいと思います。

○後藤都市部長

皆さんこんにちは。都市部長の後藤でございます。年度末のお忙しい中、みどり審議会にご出席いただきありがとうございます。今回新たな任期を迎えまして委員の皆様へ改めて委嘱をさせていただきました。

本日、改選後の最初の審議会でございます。新たに委員になられた方におかれましては、どうぞよろしくお願ひいたします。また、引き続き委員を継続していただく皆さんには、過年度と同様に、本市のみどりの保全等に対し、ご意見・ご審議いただきますようお願いいたします。

生物多様性につきましては、自然生態系の損失を食い止め回復させるという、ネイチャーポジティブの考え方が世界的にも注目されております。本市においても単なる保全から一歩進んだ施策の重要性を感じているところでございます。

本日、特別緑地保全地区の清水谷保全管理計画の改定についてご審議をいただく予定でございますので、よりよい保全回復に繋がるようご意見を賜りますようお願いいたしまして、私の挨拶と代えさせていただきます。どうかよろしくお願ひいたします。

○事務局（田代課長）

ありがとうございます。ただいま後藤の挨拶にありましたように、新しい任期を迎え、新たな委員の方もいらっしゃいますので、ここで皆さんから一言ずつで結構ですので、ご挨拶をさせていただきたいと思います。

それでは最初に一ノ瀬委員からお願いできますでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○一ノ瀬委員

こんにちは。慶應義塾大学の一ノ瀬です。私どもの湘南藤沢キャンパスは、ちょうど茅ヶ崎市と藤沢市の境のところにありますので、そういった意味では、地元ということで、これまで、もう長く関わらせていただいております。先程部長のお話もありましたように、COP15が年末にあり、ネイチャーポジティブあるいは、30 by 30（サーティバイサーティ）といったような課題が国際的にも上がってきていますので、非常にこれからの市での議論が重要になってくるかと思っています。よろしくお願ひします。

○事務局（田代課長）

ありがとうございます。それでは次に小谷委員お願いできますか。

○小谷委員

日本大学生物資源科学部の小谷と申します。よろしくお願ひいたします。

私どものキャンパスは、ご承知の方もいらっしゃるかもしれませんが、東京ドーム12個分の広さを持つキャンパスです。僕もまだ見たことがない場所があるくらい広大かつ、

緑豊かでとてもいいキャンパスです。先程何名かの方と名刺交換させていただいたのですが、本学部は4月から改組になりまして、私はくらしの生物学科から新設の国際共生学科に異動になります。また次回、改めて挨拶をさせていただきますが、国際共生学科のグローバルビジネス分野という緑とは距離のある分野に所属することになります。異なる視点から意見等言わせて頂ければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（田代課長）

ありがとうございました。それでは次に岡田委員お願いいたします。

○岡田委員

明治大学の岡田と申します。明治大学は、キャンパスが2キャンパスございまして、私がおりますのは、丘陵の上にあるようなキャンパスになります。そのため、茅ヶ崎市の海に面した地形というのは、非常に興味深く楽しみにしている次第です。

専門は、河川の生物をやっております。委員になってから2年以上こういった対面形式で審議会を行うことができていなかったため、今日は皆さんとお会いできて非常に嬉しく思います。よろしくお願いいたします。

○事務局（田代課長）

ありがとうございました。それでは続きまして久保田委員お願いいたします。

○久保田委員

初めまして、久保田と申します。私は、都内の公園の広報のアルバイトをしております、その中で生物多様性保全の活動や重要性などを知りました。そこで、地元である茅ヶ崎市でも何かそういうことに自分も関われたらいいなと思い、市民公募委員に応募させていただきました。

先日、委員向けのツアーを景観みどり課職員の方に開催していただき、谷戸をいくつか案内していただきました。その中でも、綺麗な小川が流れる行谷の自然環境がすごく印象的でした。このような環境がずっと残って市民の方に広く知られるようになったらいいのではと感じました。よろしくお願いいたします。

○事務局（田代課長）

ありがとうございました。それでは引き続きまして萩原委員、お願いいたします。

○萩原委員

公益財団法人日本野鳥の会に所属しております萩原と申します。よろしくお願いいたします。当会の事務所は、東京の西五反田というところにあり、非常に自然が少ないところにあります。しかし、私自身の自宅は茅ヶ崎市のお隣の藤沢市でして、子供の頃からこの湘南で育ってきました。湘南地域はどうしても海のイメージが強いですが、それだけではなく山もあり、魅力的なところがたくさんありますので、自然も人も魅力的な場所になれるような、そういうところを目指して、委員として参加させていただけたらなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（田代課長）

ありがとうございました。

本審議会は、本日欠席の荒井委員、高木委員を含めまして総勢7名の審議会となります。

よろしくお願いいたします。

続きまして事務局側の職員の紹介をさせていただきたいと思います。

(事務局の紹介)

それでは、早速次第に沿いまして議題に移ります。

審議会規則では、会長が議長となり議事を進めることとなりますが、会長選出までの間は私の方で進めさせていただきたいと存じます。

それでは議題1 会長及び副会長の選出に移ります。資料1の茅ヶ崎市みどり審議会規則をご覧ください。同規則第4条におきまして、審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定めることとしております。

会長副会長につきましては、自薦他薦それぞれございますか。どうでしょうか。

○岡田委員

みどり審議会の会長及び副会長選出にあたりまして、会長に緑地計画において造詣の深い一ノ瀬委員を、そして副会長にまちづくり学のスペシャリストであられる小谷委員にぜひお願いしたく、推薦させていただきます。

○事務局（田代課長）

ありがとうございます。ただいま岡田委員より一ノ瀬委員に会長を、副会長を小谷委員にお願いしたいというご発言がありましたが、皆様いかがでしょうか。

よろしければ拍手をお願いいたします。

(拍手あり)

ありがとうございます。それではこれからの議事進行につきましては、審議会規則第5条に基づきまして、一ノ瀬会長にお願いしたいと思います。それでは一ノ瀬会長よろしくお願いいたします。

○一ノ瀬会長

改めて会長を仰せつかりました一ノ瀬です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは先程簡単に自己紹介もしましたので、早速議題に入らせていただこうと思いません。

本日は議題と報告事項含め、いくつか数がありますので、手際よくできればと思います。

それではまず、議題2の茅ヶ崎市みどり審議会の年間スケジュール(案)について、よろしくお願いいたします。

○事務局

事務局より説明いたします。

資料2をご覧ください。こちら、令和5年度茅ヶ崎市みどり審議会の年間スケジュール(案)となります。こちらにつきましては、これまでの審議会でお示ししていなかったと思いますが、前回の日程調整において、委員の皆さまが、かなりご多忙であると感じたため、事前にスケジュール感をお示しした方がよいのではと感じ、事前に年間スケジュールとしてご提案するものです。

令和5年度のみどり審議会は、年間3回を予定しています。第1回は6月下旬から7月上旬にかけて、「みどりの基本計画 生物多様性がさき戦略の進捗状況について」と「基本計画の中間見直しについて」を報告及び審議事項として考えております。

第2回については、10月上旬から11月上旬にかけて、第3回については、年が明けた2月上旬から3月下旬に予定したいと考えております。

なお、審議事項及び報告事項については、現時点で想定できるものであり、今後変更・追加となる可能性があることを申し添え致します。説明は以上です。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。

そうしましたら、ただいまご説明いただいた年間スケジュール(案)について、ご質問ご意見ございますか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ありがとうございます。それではお認めいただいたとしたいと思います。

続いて議題3に移ります。清水谷特別緑地保全地区保全管理計画の改定(案)についてということで事務局からご説明をお願いします。

○事務局

それでは清水谷の保全管理計画改定(案)について事務局よりご説明させていただきます。

まず資料3 改定の概要をご覧ください。保全管理計画改定案における主な修正点を冒頭の4項目に沿ってご説明させていただきます。

まず、①につきましては、前回お示したように、清水谷の保全に向けて、近隣住民の理解と協力が必要であるとともに、生活環境への配慮も必要であるとの考え方から、計画上の近隣住民の位置付けを明確にするものです。

こちら資料の後半についております、管理計画(案)の10ページをご覧ください。こちらに記載しております役割分担図につきましては、前回の審議会でもいただきました関係が複雑で分かりづらいなどといったご意見を踏まえ、こちらのように修正をしたものとなっております。特別緑地保全地区という土地区域から地権者等近隣住民を一つのグループとして、また、その清水谷という土地に対して訪問活動などを行う人という視点で、市民活動団体と市民を一つのグループとして関係性を表記しております。

またそれら二つのグループを支援、協力する行政という3者関係の図に変更させていただきました。また3者の中心には、それぞれが共通認識のもと、保全活動に取り組むことができるように清水谷の環境保全の理念を記載しております。

続きまして②につきましては、計画の内容をよりわかりやすいものとするために、計画の考え方を示す部分とし、資料に該当する部分等を、本編と資料編に分割して再構成を行ったものとなっております。

③につきましては、都市緑地法に基づく規制内容などを記載し、特別緑地保全地区の法的な位置付けを明らかにするものです。

最後の④につきましては、こちら本編の13ページをご覧ください。こちらに記載されております、保全地区内のゾーン区分の一部を変更したものと、続く14から19ページに記載されている各ゾーンにおける現状と課題を時点修正したものとなっております。

ゾーンにつきましては、平成28年度に保全区域として活用することについて地権者の方の了承を得ることができたものの、こちらの計画内の位置図に反映されていなかったL-1-④という箇所を新たに加えることとなりました。また、こちらの計画の中で使用する図について、本編の8ページの方に記載しております図1、保全管理計画の進め方を、実際に行われている活動の内容に即したわかりやすいものへと書き換えております。

同じく本編11ページから12ページの保全のイメージ図、こちらも記載内容に変更はありませんが、より親しみやすいものへと変更をさせていただいております。

主な修正点につきましては以上となりますが、今回の改定の内容につきましては、事前に清水谷で保全活動を行っております市民活動団体との意見交換をたびたび行い、調整を加えたものとなっております。

なお現時点でまだ反映しきれていない部分として、複数指摘を受けており、今後市民活動団体と再協議の上、最終的な反映をしていく予定となっております。指摘を受けている点は、現在5点ございます。本編5ページをご覧ください。5ページの①において、「市は(中略)保全管理に努めます。」という表記をしておりますが、続いております②において、「市民活動団体は(中略)この計画に基づいて保全活動を実施します」という記載になっております。市は、努めるという努力義務に近い形の表記で、市民活動団体については実施するというふうになっているため、表現の仕方を変えていただきたいというご意見をいただいております。

続きまして、計画全体の中で、近隣住民について、地域住民ですとか、地域の方々ですとか、全体の文章で表現がまだ統一されていない部分がありますので、そちらについては整理をしていただきたいとご意見がありました。

続きまして、本編10ページ、茅ヶ崎市の役割の部分におきまして、この図の中に表記されているお話として最も必要なのは、市民の方への働きかけだというふうに考えているため、市民全体に特別緑地保全地区への理解と協力を働きかけて欲しいというご要望をいただいております。

あとは細かい点として 9 ページの方に記載されているゾーンカルテの記載例を、もっと実際に使用しているような内容に、記載の仕方を改めて欲しいですか、資料編の方におきまして、現状の周辺の変化を見られる写真を記載して欲しいなどのご意見もございました。いただいているご意見は以上となります。

なお、改定後の保全管理計画については、来年度5月もしくは6月より運用を開始したいと考えております。簡単ではありますが、改定案につきましてもの説明は以上となります。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。今のお話だと次回の審議会の前に、市民活動団体と調整後、運用を開始するということですよ。そうしましたら、本日は今回提示していただいた修正箇所案について、お認めいただけるかということですかね。

○事務局

はい、おっしゃる通りでございます。

○一ノ瀬会長

わかりました。そうしましたら、修正箇所について再確認をさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。1枚目に、現行の計画と改訂（案）があつて、矢印がたくさんあるのは、中身は変わらないが、記載のする場所が変わったということですよ。資料だと赤字部分が新規追加部分だということなんですけど、例えば第1章項目2の「指定理由および本市における位置づけ」というところでは、指定理由のどこの部分が新しく加わっているのでしょうか。

○事務局

こちらにつきましては、指定理由の部分そのものが新しく加わっている形になります。

○一ノ瀬会長

この「指定理由および本市における位置づけ」という記載全体が初めて入ったということですね。

○事務局

はい。こちらが、都市計画決定の理由をそのまま抜粋したものになっておりまして、清水谷がなぜ特別緑地保全地区に指定されたかの理由を今回初めて計画の中に表記させていただいたというものになります。

○一ノ瀬会長

そうすると、この1枚目では、この第1章項目2のところの全部が新しい記載ということでしょうか。

○事務局

表記の仕方が少し変更されているのですが、「本市における位置づけ」という部分に関しましては、現行の計画の中でも表記はございます。

○一ノ瀬会長

資料の3ページで言うと、どこがどういう関係なんですか。

○事務局

3 ページの前段の部分、指定理由の都市計画決定より抜粋した部分というところまでが、新しく加えられた部分になります。

○一ノ瀬会長

なるほど、※印のところから、その※印で抜粋と書いてある部分が新たに加わっているというわけですね。

○事務局

そこから下の本市における計画体系の中での、この計画の位置付けという部分につきましては、現行の計画の中では、文字のみで表記されている部分になりますので、それを図示したような形になります。

○一ノ瀬会長

わかりました。次が10ページですね、これは少し議論をさせていただいたものですが、ここの整理を新しく加えられているんですよ。それから13ページのゾーン区分についてはL-1の④が加わったという点ですね。

○事務局

はい。続いて14ページから、各ゾーン別の現状と課題の部分を表記させていただいてるんですけども、そちらの内容を時点修正という形で改めさせていただいております。

○一ノ瀬会長

前はこの記載がなかったということですか。

○事務局

前はこの記載があったんですけども、内容の更新をしているというイメージです。現行計画で言うところの15ページが該当する部分になります。

ページが前後してしまって申し訳ないのですが、8ページの計画の中で使用している図についてのお話ということで、こちらの案の中での8ページの図1、保全管理計画の進め方の部分ですね。こちらの図を、現行計画でいうところの16ページをご参照いただくと分かりやすいと思います。こちらの保全活動カルテのサイクルという形で表記があるんですけどもこちらの図と、現行計画の19ページの計画の進め方の保全管理計画のサイクルの図を、現状に即して、簡易的なものに改めたものになります。

○一ノ瀬会長

なるほど。それは、中身としては別に変わらないという趣旨なんではないでしょうか。ただ、前の方の図を見ると、専門家の役割とかがあってというのがその図には入っているようですけども。

○事務局

案として言えば、変更点がございまして、保全管理計画のサイクルの中で現行計画の中では、適宜、学識経験者等からの助言を踏まえるという形で表記があるんですけども、実際は市と実際に現地で活動している市民活動団体の間で、やりとりを続けて、自分たちの活動ですとか、保全の方向性とかを、基本的に決めているという形になっておりますので、現

状に即した形に改めた方が良いのではないかということで、計画の進め方の図からはそちらの学識経験者の方からの助言というような形の表記は省かせていただいた形になってます。

○一ノ瀬会長

前のものはそもそもその「保全管理計画の進め方」という記述自体がないのでしょうか。

○事務局

現行計画にも、「保全管理計画の進め方」、「保全管理計画のサイクル（図）」という形で19ページの方に表記がございます。

○一ノ瀬会長

ただ、この時は学識経験者とかが助言をすとか、というのを具体的に書いてはいたということですね。あと最後の資料の5のところは、これは新しく資料を追加するということですか。

○事務局

そうです。資料編の一番最後の部分に、新しく特別緑地保全地区の法的な部分のお話として、加えさせていただいた部分になります。

○一ノ瀬会長

わかりました。ご説明ありがとうございます。資料につきましては、今回修正していただいた箇所をそれぞれ資料の中でハイライトしていただいた方が分かりやすかったかなと思います。

そうしますと、今、補足でご説明いただいたんですけども、中身に関わるものとしては、先程の指定理由であったりとかは、追記してるのはそこで中身は抜粋で持ってきてますので、特段内容は新しくないのかと思います。

ですので、主に論点としては、新しい方の資料でいうと8ページの図1、それから10ページの図の2ですね。あとゾーンの追加というのは現状に即してということですので、その後の現状と課題というところも整理していただいているということですので。

そうすると今いただいている、この資料よりももっとページ数が増えるということですよ。

○岡田委員

改定（案）についてです。現行計画に対して順番代え、資料編追加などをされている狙いとしては、要点だけをまとめて凝縮し、分かりやすくするという視点だと思うのですが、現行計画だと28ページあるのですが、それがどのぐらいに短縮できるのか、そして、資料編が要点のあとに来るといったイメージを持てばいいのでしょうか。

○事務局

現行計画では、トータルで28ページありまして、分かりやすくするために構成の変更したのではないかとあったところのご質問だったかと思います。

今回、新しい方につきましては、本編はトータルで19ページになります。資料編は22

ページになりますので合わせて30ページを超えるような形になります。

ですので、比較をすると7ページほど増えるような状況にはなっております。

○一ノ瀬会長

はい。ありがとうございます。そうしますと、今いただいているこの資料よりももっとページ数が増えるということですね。岡田委員のご質問は、内容が短くなってしまうのかと危惧されてのご質問だったのかなと思います。

○岡田委員

はい、おっしゃる通りです。分かりやすくしたかったのかということ、確認したかったのです。最初からぱらぱらと読んでいったら、要点がつかめるというような構成になっていくものだと思ってよろしいのでしょうか。

○事務局

はい。おっしゃる通りです。

○一ノ瀬会長

よろしいですか。他にいかがでしょうか。小谷委員お願いします。

○小谷委員

ありがとうございます。私自身が、経緯を忘れてしまっているところもありますが、改訂案の構成の一部変更ということで、一部を除き2章と3章を入れ替えているようですが、これはどういう趣旨でこうなったのか教えていただければと思います。

○事務局

はい。前回、こちらの保全管理計画についてお話をさせていただいた時には、特段、章の入れ替えという部分についてはお話をさせていただいてはおりませんでしたので、改めてお話をさせていただくこととなります。

こちらの2章と3章の部分を入れ替えたというところなんですけれども、内容の方を見ただくと、2章の方が、清水谷の管理や利用ですとか、基本的なルール設定の方を記載させていただいている部分のお話になります。現行計画でいきますと、その部分が2章と3章に跨るような形になっておりまして、将来像を持ちたいからこういうルールを作りましょうというものになっております。

部分の理解がちょっと難しいかなという構成になっておりましたので、今回改めて2章に、保全の基本的な方針をすべて集約させていただいております。3章につきましてはその基本的なルールに則って、個別のゾーン区分ですとか、その土地の区分で抱えている課題ですとかその保全の方向性を具体的に、より細かくクローズアップしていった部分を集約したものとなっておりますので、2章の方は基本的な考え方ですとかルールで、3章は具体的な場所の管理の方針の細かいお話をまとめたという形になっております。

○小谷委員

ありがとうございます。わかりました。私も全部、細かいところまで中身の理解が及んでないのかもしれないんですけれども、第2章の方が保全計画の前提のような内容ですかね。3

章が具体的な戦術みたいな内容かと理解したんですけども。このままでも問題ないかと思うんですが、例えば構成上、第2章の2と3は3章にあってもいいのかなと思いました。中身をしっかり具体的に読みきれているわけじゃないのですが、他の委員の皆さんのイメージも教えていただけたらなと思います。よろしくお願いします。

○一ノ瀬会長

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。萩原委員どうぞ。

○萩原委員

はい。質問ですが、こちらの現行計画16ページの「学識経験者等からの助言」という文言があるのですが、こちらは設定当初はどのような学識経験者等を想定されていたのでしょうか。また、現行では扱われていないと思いますが、それは該当者がいないなどが理由でしょうか。その辺りを教えていただきたく思います。

○事務局

はい。こちらにつきましては当初の想定では、この審議会といったところをメインに考えていたかと思えます。

今回ここで学識経験者の助言を外したからといって、こういった審議会の場で、皆さんからご意見をもういただかないとか、そういったことではなく、実際に現場で活動している市民活動団体さんとゾーンカルテを共有しながら、PDCAじゃないですけども、保全活動を繰り返していく中で、何か課題がありましたら、当然専門的な知見をいただきたいと考えた時にはこういった審議会なり、また個別にですとか、そういったご意見を聞くというふうには考えているところです。以上です。

○萩原委員

ありがとうございます。

○一ノ瀬会長

はい。他にいかがでしょうか。岡田委員、お願いします。

○岡田委員

同じ図で質問なんですけど、計画(案)の8ページの図1の、このサイクルというのは、現行計画の16ページの図11の保全活動カルテのサイクルに相当するのでしょうか。それとも、現行の19ページの図13の保全管理計画のサイクルの中の、茶色の枠線内が相当して組み込まれる形になるのでしょうか。現行計画と同じ進め方だと、19ページのこの図がここに来るのかなと思うんですけど、この理解で正しいでしょうか。

また、現行計画の図13のサイクルの中にあるみどり審議会などから出ているの緑色の線であるとか青色の矢印線など、はもうなくなってしまおうのでしょうか。

○事務局

図の部分のイメージとしては、確かにこちらの現行計画の19ページの保全活動カルテの活用と書かれている茶色い枠ですね、こちらの部分にクローズアップしたものを、新しい方の図の中に、落とし込んでいく形になります。こちらの現行計画の外側に今広がっている、

保全管理計画の作成であるところですか、みどり審議会のですとか学識経験者の方からの助言というような部分につきましては、計画（案）の8ページ上、この図の上部にある文言の方に記載は残させていただいております。ですので、考え方自体が大きく改まってもっとミニマムなものになるという形ではありません。

○岡田委員

そうしましたら、現行計画の図13の中の「保全活動カルテの活用」サイクルというのはなくなって、計画（案）の8ページの図に置き換わるということでしょうか。

○事務局

そうです。現行計画の図12、13の二つ図が、足されて新しい図に集約されたというようなイメージです。

○岡田委員

わかりました。ありがとうございます。

○一ノ瀬会長

そうしますと、計画（案）の8ページ、図1の記載でいうと保全管理計画を見直すときは必要に応じて市民団体や茅ヶ崎市みどり審議会、学識経験者等から助言をいただきますというところですね。

ここに関しまして、以前は環境審議会という記載もあったかと思うのですが、計画（案）では、環境審議会には意見をもう聞かないということですかね。

○事務局

こちらの新しい記載の方からは確かに環境審議会というこの文言自体はなくなってしまっているんですけども、そのまま読みますと、保全管理計画そのものを見直す時などには、必要に応じて市民活動団体ですとか、みどり審議会の学識経験者等から助言をいただきますという形で書かせていただいておりますので、完全に審議会を限定して環境審議会には諮らないですとかそういった限定をかけるものではないというつもりで書いております。

○一ノ瀬会長

今回のこちらの議題自体は、環境審議会にはかからないのでしょうか。

○事務局

はい。議題で諮ることはせず、報告というような形でやらせていただく予定です。

○一ノ瀬会長

なるほど。この審議会として、口を出すべきところなのかあまりよく分からないのですが、恐らく「みどりの扱い」という意味ではこの審議会があたるのだと思います。そして多分、水質とか排水、そういう視点から、環境審議会を入れたのではないのかなと思うんですけども。ですので、何か意図が明確にあるんでなければ、その文言を削除する必要は特にないんじゃないかなと思いました。

さらに、すみません。皆さんからも意見が出てるんですけど、1個確認させていただきたいのは、1ページの「改定にあたって」についてです。この、特に4段落目の「このよう

な状況の中」というところから、最後の2行までの部分が重要な部分かなと思うんですけども、「自然の遷移が進行した」とか、いずれにしても「谷戸の全体の環境に顕著な変化が現れ始め、保全の方向性を見直す必要が生じてきたことから」というふうに説明があるんですけども、どういう変化が起こってるから、何をしなきゃいけないのかというのが書いてないですよ。恐らく、ここの「改定にあたって」というふうを書くのであれば、それが今回改定をする理由であろうというふうに読めるんですけど、そのこと自体の具体的な説明についてはどこの部分が相当するんですかね。

○事務局

直接、この内容を明記している部分というのは、確かにはっきりと読み取れる部分というのはないので、清水谷のゾーン区分別の方向性が変わってきたというところの表記の中では、多少読み取れるかなといった程度にはなっております。ですので、計画（案）の方の14ページから始まる部分の内容でしか、確かに今おっしゃられた部分、実際にどのように変化が生じているのかというところが具体的に読み取れるところはない状態となっております。あとは、資料編の方に、現在の清水谷の状況がわかるような写真を入れるという形にはなりません。

○一ノ瀬会長

その計画にオフィシャルに書く部分と、もちろどこが一番これまでの計画で問題なのかっていうのとかうしたいっていうのがいろいろ実際的なことがあるのかなと思うんですけど、例えばそれは何か市民活動団体の方に関わっていただいているという、労力のそれぞれのゾーンの使い方では、あまりこううまくいかないような部分もあるんで、その再配置とかということが意図なんですかね。

やはり、「改正にあたって」というのが、なぜ改正するんですかっていうところだと思うので、そこでこういう問題があるんですって記載をしていけば、それに対応するためにここをこう変えるんですってというのが後で出てきてしかるべきだと思うんですよ。

でも今回ご提案いただいている中身は、市と市民活動団体、市民との関わり方や関係性とかをもう1度整理したいというお話だと思います。そうであれば、「改正にあたって」のところも、そういう方面での問題からも変わるんだって、しないとなんかちょっとちぐはぐになってる気がしますね。

○事務局

今、会長がおっしゃられたように、自然遷移が進んでいるっていった部分と、近隣住民の方の位置付けがこれまでなかったため、今回改めて位置付けたいといったところが大きく二つの理由となっておりますので、それぞれ「改定にあたって」に、この二つをしっかりと明記することと、本編についても今は近隣住民の位置付けの方はありますが、自然遷移が進んでしまってるっていったところを、どのように表記した方がよいのか、具体的にここがこういうふうに遷移しているっていったところを書くことができるのかとか、その辺りは工夫をして表記をしていきたいなと思います。

○一ノ瀬会長

市の思いとしては、図10で新たに位置付けをし直して、近隣住民の方であったりとか、或いは今まで関わってない市民の方とかにも、もう少し何らかの形で関わっていただけないかということというわけですよ。ただあんまりそこを踏み込んで書くと、ちょっと押し付けになってしまうこともあるからということですね。

ただ、今それを担っている市民活動団体の皆さんのマンパワーだけでは、かなり苦しくなっている現状がきっとあるんですよ。だから何かそこら辺の書きぶりかなと思います。大体状況は分かってきたんですけどもと思いますね。

○事務局

ありがとうございます。そうしましたら、今いただきましたご指摘部分につきまして、こちらの方で再度内容の方を検討させていただきたいと思います。

○一ノ瀬会長

はい。ですので、そういった理解ができてくると、先程小谷委員からもご指摘ありましたが、やっぱり保全のあり方というか、管理をする方を前面に出して計画をしたいという意図なんですよ。あんまりこう前段で、概略を説明するのではなくて、これからこうしませんかっていうのを最初に持っていきたいという、順番の変え方ということですね。

小谷先生そんなことで、大体わかっていただけでしょうか。

○小谷委員

はい。ありがとうございます。確かに会長のおっしゃる通り、改定する理由と視点があり、それに基づいて改定をしたと脈絡やデータがあるはずなので、それを整理していただければ多分我々もなるほどと理解できると思います。ありがとうございます。

○一ノ瀬会長

はい。わかりました。実は、私も正直何で並べ替えなきゃいけないのかなってこれをいただいた時も思っていて、何かまずかったのかなと前の後ずっと思ってたんですけどでも、基本的にほとんど同じ内容ということですね。大体、その裏にある事情はよく分かってきました。

はい。他にいかがでしょう。岡田委員、お願いします。

○岡田委員

10ページの図2の役割分担の図なんですけれども、前回の複雑な図に比べて非常にシンプルになっていいなと思いました。そのうえで気がついたのですが、土地所有者や近隣・市民・市の3つがあって、この間を双方向の矢印があります。この矢印の中にはそれぞれ3ワードずつあります。

3つある矢印に記載されている3ワードのすべてに「協力」という文字があるので、この「協力」という言葉をタイトルに吸い上げて、例えば「協力体制についての役割分担」とかにしたら、2ワードずつになってさらにもう少しシンプルになるのかなと思いました。以上です。

○一ノ瀬会長

はい、ありがとうございます。確かにそうですね。

多分協力は相互で、周知とかは市の方から本当は出てくるのかもしれないですけど、多分、両方のここ矢印のあっちとこっちといろいろ両方と意思があるんだと思いますけども。ありがとうございます。おっしゃる通りですね。

例えばタイトルが「役割分担と協力体制」とか、いうふうになれば、もう協力はそこに入ってしまうような気がします。まあ、お互いに協力するのは当たり前のことですよね。

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

そうしましたらまだ記載の仕方含め、あと市民活動団体との調整もありますので、内容の変更があるという前提なんですけども、基本的な方向性については、本日委員の皆さんにご意見を伺って、ある程度方向性は明確にできたかなというふうに思います。あとは、事務局に整理をしていただければと思いますが、そのようなことでよろしいでしょうか。

そうしましたら、3番目の議題については以上とさせていただきます。

そうしましたら報告事項に入りたいと思います。報告事項が4件ございます。

まず報告事項1の「茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書令和4年度版について」ということでお願いします。

○事務局

はい。それでは報告事項につきましては、今ご説明ありましたように全部で4点でありますので順次ご報告いたします。

まず、報告事項1の、茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書についてのご報告となります。こちらにつきましては特に紙資料等がございません。口頭での説明となりますので、ご容赦のほどお願いいたします。

令和3年度を初年度とする茅ヶ崎市環境基本計画におきまして今年度に、改訂後、初めてとなる事業振り返りを行い、年次報告書がまとまったため、環境政策課に代わって参考としてご報告するものとなります。

環境基本計画では個別事業に関する実績や、進捗状況を毎年度評価する事業評価、3年ごとに施策の進捗状況を評価する施策評価、計画の中間見直しや次期計画策定時に、政策目標の達成状況を評価する政策評価の3段階の評価を実施することとなっております。

今回は計画改定後初となる事業評価であり、令和3年度に実施した主な取り組み94につきまして評価を実施し、環境審議会への諮問答申を終えている状況となっております。

こちら環境基本計画及び年次報告書の詳細につきましては、本日の次第にそれぞれ二次元バーコードを添付してございますので、そちらの方からご確認をお願いしたいというところがございます。こちらの方は簡単ですが以上となります。

○一ノ瀬会長

はい、ありがとうございます。

環境基本計画については、環境審議会の範疇で、みどり審議会も関連するということで報告いただいたかと思います。

参考までに、環境審議会で何か委員の先生からは、何かコメントなり、意見っていうものは出てたんですかね。問題はなかったのでしょうか。

○事務局

はい。特に環境審議会の方からこちらの方に対してこれはどうなってるんですかとか、個別な質問等は特にございませんので、当日は大きな意見はなかったものと認識しております。

○一ノ瀬会長

わかりました。そういう意味では実は参考までに、緑の基本計画を改定して、その時に生物多様性地域戦略を組み込むということを茅ヶ崎市ではしたんですけども、その時に環境審議会と、適宜、意見交換しながら進めた経緯がありまして、通常、生物多様性地域戦略っていうのはどちらかと環境省の範疇なので、実は環境基本計画の中に組み込まれる自治体が多いんですけども、どちらかという国交省系の緑の基本計画に入ったということもあってですね、何回か審議会に私もオブザーバーで参加させていただいて当時、意見交換をした経緯があります。

その他、特に質問とかよろしいですかね。

そうしましたら2番目の「緑のまちづくり基金条例の一部改正及び活用方針について」、お願いします。

○事務局

緑のまちづくり基金条例の一部改正及び活用方針につきまして、こちらは報告資料の1-1及び1-2になります。

こちらにつきましては、第2回の審議会におきましてパブリックコメントを実施中であることをご報告させていただいたところです。その後、パブリックコメントも終わりましたので昨日、市議会の方の承認を受けましたのでその旨をご報告するものとなります。

パブリックコメントの結果につきましては報告資料の1-1の表紙をご覧ください。結果としましては3名の方から合計42件の、意見をいただきました。ご意見を受けまして修正した部分がございます。7ページをご覧ください。こちら緑地の整備及び維持管理について、民地であっても、施設整備の対象となることを明確にするため、活用方針について修正加筆をしたところでございます。

また報告資料の1-2の活用方針におきましては、ここで緑のまちづくり基金の活用の考え方を明確にすることができたということになりますので、市の公式のホームページに掲載をしまして、基金の活用に関する市の考え方の周知を図って参りたいと考えているところでございます。昨日の市議会におきましては、19対7の賛成多数という形で承認をされております。

主な反対の理由としましては基金の残高が少ない中、用途を広げてしまうと、本来の趣旨である緑地の確保の実現が困難になる、また調査事業は基金ではなく、一般財源を充当すべきではないかといったところになります。

ただ、いずれの議員も緑地の保全は重要だと、そういった立場でいるといったところが確認できましたので、事務局としましてはこの結果を念頭に入れまして、引き続きみどりの保全に取り組んで参るところでございます。

緑のまちづくり基金条例の一部改正及び活用方針についてのご報告は以上となります。

○一ノ瀬会長

はい、ありがとうございます。パブリックコメントを踏まえて、7ページから8ページにあるところの文言の修正をしていただいた上で議会の承認を得たということかと思えます。

いかがでしょうか。はい、久保田委員どうぞ。

○久保田委員

すみません。パブリックコメントって、私たち市民にとっては、市政に参加できる場なのだと思うのですが、私はなかなか、そういうものが募集中であるということが気づかないでいることが多いんです。今回のこちらも、意見提出者が3名しかいないというのは、市民の意見を反映されてるのかどうか分かりづらいと思うのが正直なところですよ。例えば他のパブリックコメントではもうちょっと意見の提出者数があったりするのでしょうか。これは少ない方だと思ってよろしいのでしょうか。

○事務局

はい。ただいまのご質問は市全体としてパブリックコメントの意見提出者とかそのあたりが、トレンドとしてどのような人数、ご意見いただいているのかといったところだと思います。

こちらにつきましてはパブリックコメントというこの制度を導入してからもう、大分年月が経っております。当初の時はそれなりに何十件とご意見いただいておりますが、最近では1桁の意見提出が、多いというのが実情です。以上です。

○一ノ瀬会長

久保田委員の趣旨も、例えば、それを周知する手段であったりとか、もう少し方法も考えなければいけないんじゃないかというようなご意見ということでよろしいですかね。

○久保田委員

はい。先程も言い漏らしてしまったのですが、清水谷の件も、一応市民に広く周知すると書いてあったのですが、そういうことを知る機会になかなか巡り合えないと感じています。私は、市から届くメール配信に登録してるのですが、最近送られてきたのは道の駅の名前をどれにしますかみたいなものだったかと思えます。そういったものは配信されてきたのですが、他のことはあまりきている印象が何だかない気がしますので、やっぱりそういうのもちょっと活用していくといいのかなと思えました。

○一ノ瀬会長

はい、ありがとうございます。先程、事務局からも説明あったように他自治体でも、なかなかパブリックコメントに対する意見っていうのか、思ったほど上がってこないというのは現状としてあるかと思えます。

私に関わっている他市であったりとか東京の港区であったり人口が多いところでも、なかなか上がってこないというのを聞いております。ただ一方で、つい最近、東京都の生物多様性地域戦略の改定というか実質的には初めてちゃんと作られたんですけども、その際にやったパブリックコメントには、かなりの意見数が上がってきたようです。これはやはり実は都民の方の関心が高くてというよりは、やはり市民活動団体の方とか、あとは研究者とかですね、そういう関心のある方々がSNSとか使ってどんどん呼びかけて、東京都に意見を言わなきゃいけないよみたいなことを結構発信されていて、すごくたくさん意見が上がってきたこともあります。

もう一方では、多分最近減ってるという原因の一つは、このパブリックコメントって提出してもその後にはほぼ役所は何も変えてくれないみたいなイメージがあるんだと思います。

なんですけども、最近、私が思うのは今回も意見を取り入れていただけてますし、どちらかという、かつてみたいになんかをどこで作るみたいなこうなんかかっちり決まった計画よりは、今後の方向性とかを、こういうふうにしなきゃいけないんじゃないかとかを議論するものが、多いと思います。ですので、今回も東京都のパブリックコメントが相当たくさん出てきて、それを踏まえて東京都もかなりそれを計画の中に取り入れて、文言を変えたり組み込んだりしたのもあって、そういう意味では逆にそうやって方向性を示すとか将来像を描くとかっていうものっていうのは、市民の方の意見を取れる方法として本当やっぱり重要なんだろうなと思います。ただなかなか肝心な住んでる市民の方、県民の方とかの思いが何となく情報も取りにもいかないし、興味もなかったりもするのかなと思ってます。

ですので、多分他市もそうですし、茅ヶ崎市も広報紙とかには必ず載っていて、ちゃんと見れば書いてあるんでしょうけども、やっぱりそういう時になんかこううまくそれを周知したりできたらいいなと思います。例えば、東京都の港区ではですね、職員の方がもうチューバーさながらに、今回の改正点のポイントを自ら出演して説明してくれたりしてですね、それは再生回数が随分上がったとかっていうお話を聞きましたので。あまりこう事務局に負担になることを申し上げてはいけないと思うんですけども、やはり周知の仕方も、今、久保田委員からご意見いただいたように工夫も必要なのかなと思います。

こちらの意見は非常に大事な点かと思えますし、これまでのみどり審議会の中でもですね、特定の団体の利益の意見を吸い上げる手段になってはいけないんじゃないかっていうなご意見もあったかと思えますので、やはり広くたくさんの方から意見いただくことが大事かなと思いますね。

○事務局

ありがとうございます。すいません、事務局から1点補足なのですが、今の周知の関係で、2月から茅ヶ崎市の公式LINEで、セグメント配信といいましてご自身の年代や興味のある項目を選択して設定すると、そういった情報が配信できるようなサービスを導入開始しております。ですので、パブリックコメントに限らず、こういった我々がやっていくような政策やイベントといったものは、そういったものを活用して配信をしていきたいなと考

えているところでございます。

○一ノ瀬会長

そういう意味では、インスタグラムの活用であったりとか結構熱心に茅ヶ崎市はやっていただいていると思っておりますので。ありがとうございます。

そうしましたら、3番目「自然環境評価調査の実施について」、お願いします。

○事務局

はい。続いて報告項目3の第4回自然環境評価調査の実施についてのご報告です。

資料は付番がありませんが、カラーの冊子となっている第3回茅ヶ崎市自然環境評価調査概要報告書となります。

この自然環境評価調査につきましては、都市化や土地利用の変化などによる自然環境の現状や変化をとらえるため、樹林や草地、水辺、河川などの環境別に、植物、昆虫類、両生類・は虫類、鳥類など6つの分類群に分け、それぞれ調査の対象となる種を選定し、市内外の専門家や市民調査員とともに、市内の重要度が高い自然環境を有する9つの地域で調査を実施するものです。

ちなみにですが、市民の方も調査員として参加することができる当該調査は、全国的に見ても珍しい取り組みとなっております。

概要報告書の2ページ目をご覧ください。これまで本市において3回当該調査を実施しておりますが、調査結果につきましては、特別緑地保全地区2地区の指定、茅ヶ崎版のレッドデータリストの策定、改訂等に反映しております。

第4回の調査につきましては、これまでと同様に市内外の専門家や市民調査員の協力を得ながら、令和5年度から3カ年をかけて、評価調査を予定しており、令和5年度については、まず契約に向けた準備や調査員の募集などを進める予定となっております。説明は以上になります。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。来年度再来年度でやるということでもいいんですかね。

○事務局

来年度から開始で、3カ年かけるという形です。

○一ノ瀬会長

はい。そうでしたね、今までも3カ年ずつやっていましたね。

来年度から実施されるということで、ちなみに前回もうやはりマンパワーといいますか、市民活動団体の皆さんや市民調査員の人材確保がなかなか難しいという話があったかと思うんですけど、今回もやはり同じような問題がありそうということですかね。

○事務局

はい。今回の調査につきましては、本来の予定よりちょっと2年ほどスライドして、実施というような形になってしまっていますが、前回の時もやはり課題でしたが、やはり参加していただく調査員の方が、やはり皆さん、だんだんご高齢になりつつあるといったところでそ

ういったところも含めまして、人材の確保といったところは、毎回課題となっているところ
です。

○一ノ瀬会長

はい。おっしゃる通りでご説明いただいた中でもありましたように、市民の方が、市民活
動団体あるいは在住の市民の方が中心になって、やってる調査というのは、全国的にも珍し
いもので、さらにそれをその人材育成の場としても使ってるという。そう意味では、もう一
昨年ぐらいにはなりますが、私の博士の学生が論文まで書かせていただいて、紹介をさせて
いただいたりもしております。一方で、非常に貴重なものだと思うんですが、なかなか人手
の確保というのが難しいという話で、他市からも人材確保の問題を聞いていて、大学の協力
はもらえないかという話がありました。ですので、なかなかそのあたりは、茅ヶ崎市も隣の
藤沢市に比べるとさらに人口の規模というのも大きいかと思うんですけども、また適宜、そ
ういった問題点も含め、審議会にも情報提供していただければ、我々もわずかながら何かお
手伝いができるかもだと思います。はい、よろしいでしょうか。

そうしましたら4番目「行谷地区小出川洪水調整施設における希少生物の退避作業につ
いて」ということでお願いします。

○事務局

はい。こちらは報告資料の3をご覧ください。

こちらにつきましては前回の審議会におきまして神奈川県の実業として、水田や耕作放
棄地だった相模川左岸用水の西側の小出川の氾濫原におきまして、洪水調節施設の整備が
計画され、昨年10月より除草工事が始まり、事業が動き始めた旨と、本市として多様性の
ある湿地環境の保全回復について、要望書を出しているなどの報告をさせていただいたと
ころでございます。

今回につきましては資料3の裏面をご覧ください。こちらありますようにまず、上部の計
画地内A地点に生息をしております希少生物を、計画地外のB地点まで、2月の下旬に退避
作業を実施したものの報告となります。

これまで県事業の工事の中で対応できるように、藤沢土木事務所の担当者と調整をして
いたんですが、工期スケジュール等の調整が困難であったため、市の取り組みとして、資料
の表面にありますように市が主体となって退避作業を実施したものとなっております。

今回退避作業のターゲットにしたのは、環境省及び神奈川県のレッドデータリストの準
絶滅危惧種であるギンイチモンジセセリの幼虫となります。

この時期の当該種は、幼虫での越冬となるため幼虫が隠れていると思われるオギと、その
周辺の土壌を、計画地外の湿地環境である公有地に、退避したものとなります。

これからもっと暖かくなっていきまして成虫が出現すると思われる4月以降に、現地調
査をして定着してるかどうか、確認の調査を予定しているところでございます。

またこれまでに植物としてヤノネグサ、ミゾソバ、ツリフネソウを計画地外へ退避させて
おりまして、こちらにつきましても移植後の状況を確認する必要があると考えているとこ

ろでございます。

遊水地完成の維持管理につきましては、神奈川県が通常の河川管理の一環として実施する予定となっておりますが、自然環境湿地環境の保全回復に向けまして、我々としては引き続き協議を実施していくところでございます。以上となります。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。私から1点質問なんですけども、これ河川の遊水地の事業自体は、県の事業なんですよね。ただ、県がやらないから市がわざわざお金を出してやるということですよね。今、私は県が頑張ったんだなと思いつつながら報告を伺っていたのですが、発注者が茅ヶ崎市と書いてあったので、そうなんですか。いや、何か神奈川県はお金がないのは分かるのですが、茅ヶ崎市もお金ないですね。

わかりました。今日は多分皆さんに情報共有だと思うんですけど、まさにミティゲーションだと思います。開発が入る中で、生物を何とか保全できないかという試みで、わざわざなくていいお金を払ってするという事なので、こういうのは、ぜひどんどんアピールをしていただいた方がいいと思いますね。本来、これ県がやって当たり前のことですよ。

もし他の委員からもご意見ございましたら、どうぞ。はい、岡田委員お願いします。

○岡田委員

すいません。AからBへの移植をされたんですけども、そのBの面積が非常に狭いなど思ったんですけども、これは理由としてはどういうことなんでしょうか、

○事務局

はい。説明が不足し申し訳ございません。A地点の入っているところの土壌や植物を全部退避させたのではなくて、そこの一部をB地点に移動させたといったところになります。面積は大体80㎡ほどを人力で行いました。

○岡田委員

よさげなところ持ってきたという感じですか。

○事務局

そうですねおっしゃる通りです。

○岡田委員

ありがとうございます。

○一ノ瀬会長

はい。他にはいかがですか。お願いします。

○岡田委員

参考までに金額としては、工事費とはどのぐらいかかっているものなんでしょうか。

○事務局

金額としては50万届かない、そういうようなレベルの発注額になってます。

○一ノ瀬会長

なるほど。表土を剥いでそれをトラックで運んでというような感じですよ。

○岡田委員

県がやってくれないということですよ。

○一ノ瀬会長

そういう発想がないということですよ。

○事務局

今の工事に関しては委託業者にすべてお願いしたといったところではなくて、草刈りですとか市の職員が担える部分は担ってという形で、その金額というような形になってます。

○一ノ瀬会長

草刈りだけでも結構なお金がかかるので、そうですね。

他にいかがですか。よろしいですか。

そうしましたら、予定されてる報告事項については以上となります。

○一ノ瀬会長

そうしましたら、(3) その他について入りたいと思います。お願いします。

○事務局

それでは事務局から3点ございます。

一つ目ですね、先程緑のまちづくり基金条例の改正によりまして、基金の処分を調査研究に拡大するといったところで、基金の充実を図るために自然環境評価調査について、企業版ふるさと納税の活用を図るものというものでございます。この制度につきましては企業がある事業等に寄附をした際に、法人税等について、寄附額の最大9割の控除が受けられるものとなります。

本市といたしまして12の事業を掲げておりますがそのうちの一つとして、自然環境評価調査がございまして。基金を原資といたしまして調査事業を展開することになりましたが、基金の主目的である、緑地の購入に基金を充てるため、新たな財源の確保の一環として、取り組んだものでございます。

2つ目はその他の資料になりますが、政策提言書という資料があるかと思います。こちらにつきましては令和4年12月22日に、茅ヶ崎市議会の都市経済常任委員会から、市長への政策提言書が提出されました。こちらは、都市経済常任委員会がテーマを設定し、2カ年にわたり調査研究や、委員間での討議を行った結果をまとめたものでございます。今回市長へ提出されました提言テーマが、「茅ヶ崎の魅力ある資源を活かしたまちづくり～市民が誇れるみどりと景観の形成へ～」となっており、みどり行政に関連する内容であることから、この提言書を情報提供させていただきました。提言の内容につきましては4つの項目に基づき、9つの施策を提案して、やはりみどり施策を中心としたものとなっております。この政策提言については直ちに提言に沿って事業を進めていくものではございませんが、今後計画を立てたり、事業を実施する際には、内容を検討し、反映できるものは、関係各機関と調整を図り、施策に取り組んでいくことを考えております。2点目は以上でございます。

3点目につきましては、次回の審議会の予定でございます。先に年間スケジュールをお示

しましたが、5年度第1回は具体的には6月30日及び7月3日から7日の期間で調整させていただきたいと考えております。実際の日程調整につきましては年度が変わってから改めてご連絡をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局からは以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○一ノ瀬会長

以上3点ございましたが、いかがでしょうか、ご質問ご意見ございますか。

そしたら私からいいでしょうか。1点目の企業版ふるさと納税について、非常に意欲的で興味深いんですけども、事業の中から、好きな事業を企業は選ぶことはできるのですか。

○事務局

はい。こちらにつきましては事業に対して、各企業さんが企業版のふるさと納税を活用するといったものになりますので、会長がおっしゃるように、選んでいただくというふうなものになります。

○一ノ瀬会長

はい。多分こういうのは初めてですよ、日本全体で。自然環境評価調査事業に活用するので企業からそれを支援して欲しいと。

○事務局

すみません。他市までは余裕がなくて調べられてないのですが、先程の報告の説明のとおり、市議会の中で調査事業といったものは市の戦略的な事業のものの一つで、これは一般財源を活用すべきであるといったところのご意見をいただいたところです。基金を使うだけだとどんどん無くなっていってしまう一方なので、歳入の確保という面で、いろんな制度の活用が図れないかといったところで、こちらにエントリーをしたというものになります。

○一ノ瀬会長

なるほど。わかりました。これはもうホームページとかで、確認することはできますか。

○事務局

はい。現在、市の公式のホームページの中で、見れるようになっておりますが、ちょっと分かりづらいところにありますので、皆さんの先程のお話じゃないですけども、皆さんのお力を借りて、広く周知をしていただければなと思ひます。

○一ノ瀬会長

非常に意欲的な取り組みで、多分環境省とかもすごい喜ぶと思ひますよね。なので、ご承知のように今、企業ももちろんESG投資とかこっちの方にも書かれてますけどもあとSDGsとかいう話にもなってるんですけど、もう生物多様性への取り組みっていうのはもうマストになってくるので、そういう意味では、そこにちゃんと明確に貢献できるというのは、企業にしてみても、あんまり負担がない割には実はその貢献度合いが大きいということなので、もちろん茅ヶ崎市にこう関係がある企業さんにまずはぜひやっていただけるのが一番いいんだと思ひますけども、非常に興味深い使い方だなというふうに思ひました。はい。ありがとうございます。私も他市の役所の方には言っておきますいろいろ。

他いかがでしょう。

あと、こちら私からなんですが、政策提言ではかなり具体的にみどりに特化して、明確に特にみどりに関する専門的チームの創設とかですね、議会の方から挙げていただいと非常に心強いのかなと思うんですけども、これを受けて市としても、来年度に向けて、何かこう検討が動き出しそうというようなことなんですかね。いろいろ答えにくいかと思いますが。

○事務局

9つの施策について議会の方から提言をいただいています。その中でもいくつかは、一部、市の方ですでに取り組んでる事業というのがありますので、その辺りはしっかりやらなきゃいけないなというふうに思っています。

もう今の財政状況から、絶対にこれはちょっとできない、復活が難しいなっていうところで、例えば以前、市で実際にやってた記念樹の配布事業というものの復活をという意見もいただいたりするんですけども、ちょっと今の財政状況からすると、市単独による補助事業ってのは、極力控えなさい、やめなさいというような指示が出てますので、難しいところかなと思っております。

ただ、ご提言いただいたものについては、できるところから順次取り組んでいきたいなというふうに思っています。

ちょっと具体的にいつこれに取り組むっていつのところは、お話しするところまでできないんですが、そのように考えておるところでございます。

○一ノ瀬会長

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいですか。それでは3点ですね、いただいたかと思えます。

それからちょっとその他で、1点だけちょっと私から質問というか、もし何かあればと思って、伺うんですけども。昨年末ですね、COP15が開かれて、そういった意味では生物多様性で、まず一つは30 by 30と言ってますけども、2030年までに、自然保護地を、海域と陸域で30%ずつ方向性、確保するというのが出てきてます。そういうのも踏まえた上で、そろそろ生物で国家戦略が出ることになると思うんですけども、あと例えば、OECMと国際的には言っておりますが、日本では自然共生サイトという言い方をされていて、民間とかで自然保護地ではないんですけども結果的に自然が保護できるようなところっていうのを今、環境省がそういった指定とか認定をしてこうというのが、急速に動き出してます。

ですので、そういうすごく、もう地域戦略は前に作ってるわけですけども、この動きが早いものについて、ある程度市で対応していく必要があるのかなということを考えてます。

他市の方でも同じことをお伝えしたのですが、国の戦略ができてそれから県が戦略を改定するんで、それを踏まえて市は考えますという話で、何かちょっと随分のんびりした回答だったんですけども、あと一つはですね、実は30 by 30を目指す30 by 30アライア

ンスというのを環境省が立ち上げておまして、これはそれに貢献する人は手を挙げてっというだけなので、民間企業なんかは、すぐ何かをしなきゃいけないわけじゃないので、はいはいってみんな手を挙げてるんですね。今、たくさんの団体がホームページ見ていただくと、手を挙げてますってところが環境省が一番蓋を開けてびっくりしてるのは、自治体は全然手を挙げてくれてないと。いくつか今自治体が名前挙がってるんですけど、自治体はもうそもそも地域戦略とか、みどりの基本計画とか持って、その貢献してるはずなんですけど、自治体の皆さんには全然30 by 30は響いてないらしいというのを、この間局長からも言われてですね。

それで、リストの中を見たら私が関わってる自治体が全部なかったんです。だからそれぞれのところで同じことを言ってるんですけども、茅ヶ崎市もそもそも少なくともその30 by 30アライアンスには手を挙げていただくのがいいと思いますし、茅ヶ崎市としてやっぱりその30 by 30とかに、多分あんまり無理なくあっさりクリアできるんだと思うんですが陸域に関してはですね、あるいは自然共生サイトとかも、茅ヶ崎市もちろん特別緑地保全地区とかそういうところはあるんですけどそれ以外にも実は都市公園であっても、実は生物多様性に貢献してるっていうのも対象になるんですね。目的が自然保護ではなかったの、なんでそういうのも今度は国交省の方もそこに協力をしてこうという話で今、国交省も議論を始めてるんですけども。ですので、ちょっとそういう最近の動きもキャッチアップして、逆にやれてるものは、いやうちもやれてますっていうふうにどんどん手を上げてく方が、今、自治体の動きが非常に日本は何故か遅れてるので、よろしいかなというふうに思ってます。何かあれですかね、30 by 30とかで、関連して動きとかございますか。

○事務局

はい。今会長がおっしゃられたところの動きについては研修に参加した際に、把握をしているところでございます。

ただ我々、市の方で具体的にそれを受けて、どういったものをやっていくか、行動に移すかといったところにつきましては、まだ具体的な検討段階に至っていない状況になりますので今ちょっとご意見をいただきましたので、ちょっとそれを踏まえて勉強をしていきたいなと思っておるところでございます。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。ぜひ、そういう意味で昨年末ぐらいから私、結構オンラインのウェビナーとかもやったりとか、あそこで話をしたりとかしてきたんですけど、確かに自治体の方の参加者少ないですね。企業のもう参加意欲がすごいと感じています。特にグローバルで展開してる企業さんはもうかなり、あとファイナンス系ですね。銀行とかですね。

なので、かつての民はあんまりやらないみたいな感じがもう今全然変わってきてるので、そういう意味では、企業版ふるさと納税はすごくいいと思うんですけども、どんどんキャッチアップしていただくのがいいかなというふうに思います。

もし小谷先生も何か追加であれば、お願いします。

○小谷委員

少し話が戻ってしまいますが、パブリックコメントが気になります。3人の方が42件の意見も提出しているという点はすごいと思いますが、回答者の年代を見ると30代20代の意見数がゼロというのが気になります。一ノ瀬先生にも大変ご協力いただいている学会のイベントで話題に出たのですが、これからの人口減少化の中で持続可能な社会をつくっていくためには世代間交流が絶対欠かせないということです。だからやはり、今若い人たちが意見言えない社会になっている中で、Z世代など若い人たちにどうやって意見を言ってもらえるかが大切になってくると思います。これは、緑の保全も含むすべての社会活動に絡むことだと思います。

だから、若い人たちがみどりや環境に対し、もっと発言までしてもらえるような環境を茅ヶ崎市の中でも作ってもらいたいなとすごく感じます。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。とても本当に大事なことかなというふうに思います。そう意味ではあれですね、茅ヶ崎市は他市と比較しても、ビーチクリーニングだったりとか、実は熱心に、サーファーなんかの方もですね、環境にすごく熱心に関わっていらして、先進的な地域だなというふうに思います。

他にいかがでしょう。せっかくの機会でもし何かあればお願いします。

○久保田委員

質問していいですか。後で調べればいいのかもしいのですが、せっかくなので一つ。

茅ヶ崎市野外自然史博物館というのは、そういう場所があつて、自然史とあるので、歴史だけなんでしょうか。

○事務局

こちらハードの建物ではなくて、活動団体さんのお名前でございます。

○久保田委員

ありがとうございます。さっきから市民活動団体という言葉が出てるんですけど、なんかどの団体がどういう活動してるのかというのが分かるような一覧表みたいなのはありますか？たまたま、私の仕事でやってるところは、公園のボランティアさんの枠を、公園ごとに何かリストが掲載されてたりするんですけど、茅ヶ崎市の場合は、なんかどこに何を尋ねたらいいのかなっていうのがちょっと分かりづらいかかと感じます。割といっぱい活動してる団体があるので、そういうところも周知されるといいかなと思いました。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。多分、環境の活動団体とかこうリストがあるわけですね。

○事務局

はい、市やサポートセンターのHPで、活動団体の一覧表というものが公開されています。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。他にはよろしいですか。

そうしましたら、以上で予定されていた議題や報告事項がすべて終わりましたので、以上で令和4年度第3回茅ヶ崎市みどり審議会を終了させていただきます。

長時間にわたりどうもありがとうございました。

○事務局

ありがとうございました。